

Q26 以下のような「夫婦以外の第三者が妊娠や出産にかかわる技術」についてお聞きします。

	精子	卵子	出産
第三者の精子を用いた人工授精 (AID)	第三者	妻	妻
第三者の精子を用いた体外受精	第三者	妻	妻
第三者の卵子を用いた体外受精	夫	第三者	妻
第三者の受精卵を用いた胚移植	第三者	第三者	妻
代理母	夫	第三者	第三者
借り腹	夫	妻	第三者

(1)このような技術は患者がどのような場合に実施されるべきでしょうか。ひとつを選んでください (○はひとつ)。

1. 希望すれば誰にでも実施してよい
2. 効果的な方法がない者に限定すべき
3. 各技術により異なり、どちらともいえない
4. そもそもこうした技術は認めるべきでない
5. わからない

(2)このような技術を利用する対象者としては誰が適当でしょうか。いくつでも選んでください (○はいくつでも)。

1. 婚姻届を提出した夫婦
2. 婚姻届は提出していないが事実上夫婦関係にあるカップル
3. 独身者
4. 自然に妊娠する可能性のない高齢者夫婦
5. そもそもこうした技術は認めるべきでない
6. その他 ()

(3)夫婦はこうした第三者についてどれくらい知っているべきだと思いますか (○はひとつ)。

1. よく知っているべき
2. ある程度知っているべき
3. まったく知らないでいるべき
4. そもそもこうした技術は認めるべきでない
5. わからない

(4)夫婦とこうした第三者の関係はどうあるべきだと思いますか (○はひとつ)。

1. 血縁関係である場合に限定すべき
2. 血縁関係であってはならない
3. 血縁関係であるべきかどうかにとらわれる必要はない
4. そもそもこうした技術は認めるべきでない
5. わからない

(5)生まれた子どもがこの第三者を知る権利についてどのようにすべきだと思いますか (○はひとつ)。

1. いつでも知る権利がある。
2. 成人になったら知る権利がある
3. 婚姻年齢 (男 18 歳以上、女 16 歳以上) になったら知る権利がある
4. 知らないでいるべきである
3. そもそもこうした技術を認めるべきではない
4. わからない

(6)精子や卵子を提供した第三者は生まれてくる子どもとどのような関係にあるべきだと思いますか (○はひとつ)。

1. 第三者は子どもと一切関係をもつべきでない
2. 第三者は子どもについて知る権利がある
3. 第三者は子どもの親としての権利を持つ
4. そもそもこうした技術を認めるべきではない
5. わからない

Q27 最後にあなたご自身についておうかがいします。

(1)あなたの性別を教えてください。

1. 男 2. 女

(2)あなたの年齢を教えてください。

_____歳

(3)結婚はされていますか

1. 未婚 2. 既婚（結婚してからの年数_____年） 3. 事実婚 4. 離別 5. 死別

(4)お子さんはいらっしゃいますか

1. 有り（ _____人）
 2. 無し（つぎのどれかひとつに○をつけてください）
 2-1. 子どもがほしい 2-2. 子どもはほしくない
 2-3. どちらでもかまわない 2-3. とくに考えていない

(5)あなたまたはあなたの配偶者が不妊治療を受けたことがありますか。つぎの表の各技術についてひとつ選んでください（○は1～7のうちひとつ）。

	排卵誘発剤の使用	人工授精	体外受精	顕微授精	その他
1. 受けたことがない					
1-1. 受ける予定がある	1	1	1	1	1
1-2. 受けたいと思っている	2	2	2	2	2
1-3. 受けるかどうか迷っている	3	3	3	2	3
1-4. 受けたいとは思わない	4	4	4	4	4
2. 過去に受けたことがある	5	5	5	5	5
3. 治療をして子どもが生まれた	6	6	6	6	6
4. 現在治療をうけている	7	7	7	7	7

(8)あなたのお仕事は次のどれにあたりますか（○はひとつ）。

- 自営業主 → 1-1 医療従事者 1-2 法曹関係者 1-3 その他
 勤め人（役員を含む） → 2-1 医療従事者 2-2 法曹関係者 2-3 その他
 その他 → 3-1 専業主婦 3-2 学生 3-3 その他

(9)あなたの最終卒業学校を教えてください（○はひとつ）。

1. 中学校 2. 高校（旧制中学） 3. 高専・専門学校 4. 短大 5. 大学・大学院

(8)その他、ご意見がありましたら記載してください。

ご協力ありがとうございました。

謝辞

本調査を実施するにあたり、多くの方にご協力いただきました。ここに深謝いたします。

調査票作成にあたっては東京都生活文化局および東京女性財団により実施された「先端生殖技術についての都民意識調査」の調査票を参考にさせていただきました。

生殖補助医療技術に関する専門委員会の先生方には調査票についての貴重なご意見をいただきました。厚生省児童家庭局母子保健課の小田清一課長、北島智子課長補佐、武田康祐主査には調査全般に関して有用な助言をいただきました。

調査実施にあたっては調査対象者管轄の保健所職員の方に、年度末の多忙の中、調査票配布・回収などに大変なご協力をいただきました。回収率が70%を超えたのは皆様のご努力によるものです。

最後になりましたが、ご回答いただきました調査対象者の皆様にあらためて深謝いたします。

平成10年度厚生省科学研究補助金厚生科学特別研究

「生殖補助医療技術に対する医師及び国民の意識に関する研究」研究班

生殖補助医療技術についての意識調査

集計結果

平成11年5月

主任研究者 矢内原 巧

(昭和大学・医学部・産科婦人科学講座 教授)

〒142-8666 東京都品川区旗の台1-5-8

TEL 03-3784-8551 FAX 03-3784-8355

分担研究者 山縣然太郎

(山梨医科大学・医学部・保健学II講座 助教授)

〒409-3898 山梨県中巨摩郡玉穂町下河東1110

TEL 055-273-9566 FAX 055-273-7882